

技術相談 第一報メール回答

2014.2.7

栄商金属株式会社

東京事業所 営業課

山川 達也

様

JET 一般財団法人 電気安全環境研究所

お申し込み頂きました下記技術相談の回答について、メールにて第一報をお知らせ致しますので、ご確認願います。

なお、技術相談では、コンサルティングに係る業務並びに製品の合否判定はできません。合否の判断を必要とされる場合は、依頼試験(備考3の①、②のリンク先参照)により、ご確認願います。

この回答内容にご不明の点がございましたら、center@jet.or.jp宛にメールにてお問い合わせ下さい。

(回答内容により新たな懸案事項が生じた場合は、新規のお申し込みとなりますので、ご了解下さい。)

技術相談受付番号	R13T0612
品名	布より(レーヨン製)コード

1. 電気用品安全法(対象・非対象)の解釈について

1 お問い合わせの「布よりコード」は、シリコンゴム絶縁電線にガラス編組を施し、シリコンワニスで表面処理した電線(〈PS〉E 適合品)に、レーヨン繊維布より編組を施したものであることから、元の電気用品に+ α 加工する軽微な加工とみなし、電気用品安全法上の「電気用品の製造」に該当しないため、事業届出等の法的義務を履行しなくとも問題ないと考えます。

なお、綿糸等で下打ち編組を施し、外部編組を施したものは、「丸打ちゴムコード」等で対象として取り扱うこととなりますので、ご留意ください。

■電気用品の技術基準の解釈 別表第一(6)コード

(ハ)袋打ちゴムコードにあつては、綿糸等で密に下打ち編組を施した線心又はゴム引き布テープを巻いた線心2本以上を層心径の30倍以下のピッチでより合わせ、又は平行に配列したものの上に、さらにより糸又はこれと同等以上の耐摩耗性を有する糸で密に外部編組を施してあること。

(ト)丸打ちゴムコードにあつては、綿糸等で密に下打ち編組を施した線心又はゴム引き布テープを巻いた線心を介在物とともに層心径の30倍以下のピッチで丸形により合わせ、さらにより糸又はこれと同等以上の耐摩耗性を有する糸で密に外部編組を施してあること。

【参考】

経済産業省HPの「電気用品安全法のページ」に電気用品安全法に関する解釈等が掲載されておりますので、ご参照願います。(<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei.htm>)

◆「電気用品の技術上の基準を定める省令」(改正内容)

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/gjutsukijun20130701.pdf>

◆「電気用品安全法の省令改正について」(説明資料)

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaisei_setsumeikai_201311.pdf